



平成26年 7月14日

各 位

東京都港区港南二丁目16番1号
大東建託株式会社
代表取締役社長執行役員 熊切 直美
(東証・名証第1部 コード番号1878)

第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日の取締役会において、下記のとおり、第三者割当による自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」という。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分要領

| | |
|---------------------|------------------------|
| (1) 処 分 期 日 | 平成26年8月1日(金) |
| (2) 処 分 株 式 数 | 普通株式 212,400 株 |
| (3) 処 分 価 額 | 1株につき金 11,783 円 |
| (4) 資 金 調 達 の 額 | 2,502,709,200 円 |
| (5) 募 集 又 は 処 分 方 法 | 第三者割当の方法によります。 |
| (6) 処 分 先 | 資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口） |
| (7) そ の 他 | 該当事項はありません。 |

2. 処分の目的及び理由

当社は、平成23年7月4日開催の取締役会において、当社の業績と株式価値との連動性をより明確にし、株主の皆様と価値共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として、「株式給付信託（J-E S O P）」（以下、「本制度」といいます。また、本制度に関して設定される信託を「本信託」といいます。）を導入することを決議いたしました。本制度の概要につきましては、平成23年7月4日付の「株式給付信託（J-E S O P）の導入に関するお知らせ」および平成23年9月6日付の「株式給付信託（J-E S O P）の導入（詳細決定）に関するお知らせ」をご参照下さい。

本自己株式処分は、本制度を継続することにより当社株式の保有及び処分を行う資産管理サービス信託銀行（信託E口）（本信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受けた再信託受託者）に対し、第三者割当により自己株式を処分するものであります。

3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

| 処分価額の総額（円） | 発行諸費用の概算額（円） | 差引手取概算額（円） |
|-----------------|--------------|-----------------|
| 2,502,709,200 円 | — | 2,502,709,200 円 |

(2) 調達する資金の具体的な用途

本自己株処分により調達する資金については、全額を払込期日以降の諸費用支払い等の運転資金として充当する予定です。なお、支出実行までの資金管理については、当社預金口座にて管理を行います。

4. 資金用途の合理性に関する考え方

本自己株式処分により調達する資金は、当社の業務運営に資するものであり、また財務体質の更なる健全化につながるため、合理性があるものと考えております。

5. 処分条件等の合理性

(1) 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日までの1ヵ月間（平成26年6月12日から平成26年7月11日まで）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値平均である11,783円（円未満切捨）といたしました。

取締役会決議日の直前営業日までの1ヵ月間の終値平均を基準としたのは、特定の一時点を基準にするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響など特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。また、算定期間を直近1ヵ月としたのは、直近3ヵ月、直近6ヶ月と比較して、直近のマーケットプライスに最も近い一定期間を採用することが合理的であると判断したためです。

なお処分価額11,783円については、取締役会決議日の直前営業日の終値11,880円に対して99.18%乗じた額であり、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近3ヵ月間の終値平均10,973円（円未満切捨）に対して107.38%乗じた額であり、あるいは同直近6ヵ月間の終値平均10,337円（円未満切捨）に対して113.99%乗じた額となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえず、合理的なものと判断しております。

なお、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役4名（うち4名は社外監査役）が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

(2) 処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

処分数量については、株式給付規程に基づき算定した年間給付予定株式総数の3年間に相当するものであり、平成26年3月31日現在の発行済株式総数に対し0.26%（小数点第3位を四捨五入、平成26年3月31日現在の総議決権個数794,890個に対する割合0.27%）となりますが、株式給付規程に基づく株式の給付は、従業員へのポイント付与後、一定期間が経過した時に給付が行われ、また、給付された株式の一定程度は従業員により継続保有されることが期待されるため、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは考えられません。加えて本自己株式処分は従業員の意欲や士気を高めるためのものであり当社の企業価値向上に繋がることから、その希薄化の規模は合理的であり、流通市場への影響は軽微であると判断しております。

6. 処分先の選定理由等

(1) 処分先の概要

①名称 資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）

②信託契約（株式給付信託契約）の内容

信託の種類 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）

信託の目的 株式給付規程に基づき当社株式等の財産を受益者に交付すること

委託者 当社

受託者 みずほ信託銀行株式会社

みずほ信託銀行株式会社は、資産管理サービス信託銀行株式会社と包括信託契約を締結し、資産管理サービス信託銀行株式会社は再信託受託者となります。

受益者 株式給付規程の定めにより財産給付を受ける権利が確定した者

信託契約日 平成23年9月16日

追加信託日 平成26年7月31日（予定）

信託の期間 平成23年9月16日から信託が終了するまで（終了期日は定めておらず、本制度が続く限り本信託は継続します。）

③上場会社と処分先の関係等

当社と処分先との間に資本関係、人的関係及び取引関係はございません。また、処分先は当社の関連当事者ではありません。

| | | | |
|---------------------------|--|-----------|----------|
| (1) 名 称 | 資産管理サービス信託銀行株式会社 | | |
| (2) 所 在 地 | 東京都中央区晴海一丁目8番12号 晴海トリトンスクエア タワーZ | | |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 代表取締役社長 森脇 朗 | | |
| (4) 事 業 内 容 | マスタートラスト業務、有価証券資産の管理業務、 確定拠出年金の資産管理業務 | | |
| (5) 資 本 金 | 50,000 百万円 | | |
| (6) 設 立 年 月 日 | 平成13年1月22日 | | |
| (7) 発 行 済 株 式 数 | 1,000,000 株 | | |
| (8) 決 算 期 | 3月31日 | | |
| (9) 従 業 員 数 | 581人（平成25年9月30日現在） | | |
| (10) 主 要 取 引 先 | 事業法人、金融法人 | | |
| (11) 主 要 取 引 銀 行 | — | | |
| (12) 大株主及び持株比率 | 株式会社みずほフィナンシャルグループ 54% | | |
| (13) 当 事 会 社 間 の 関 係 | | | |
| 資 本 関 係 | 該当事項はありません。 | | |
| 人 的 関 係 | 該当事項はありません。 | | |
| 取 引 関 係 | 該当事項はありません。 | | |
| 関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況 | 該当事項はありません。 | | |
| (14) 最近3年間の経営成績及び財政状態（連結） | （単位：百万円。特記しているものを除く。） | | |
| 決 算 期 | 平成24年3月期 | 平成25年3月期 | 平成26年3月期 |
| 純 資 産 | 56,825 | 57,545 | 58,535 |
| 総 資 産 | 660,933 | 2,900,354 | 735,648 |
| 1株当たり純資産（円） | 56,825 | 57,545 | 58,535 |
| 経 常 収 益 | 21,825 | 21,526 | 22,651 |
| 経 常 利 益 | 1,078 | 1,296 | 1,911 |
| 当 期 純 利 益 | 527 | 794 | 1,169 |
| 1株当たり当期純利益（円） | 527.58 | 794.26 | 1,169.04 |
| 1株当たり配当額（円） | 105.00 | 160.00 | 240.00 |

※ なお、処分先、当該処分先の役員又は主要株主（主な出資者）が反社会的勢力とは一切関係がないことをインターネット情報、ホームページ等で確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

(2) 処分先を選定した理由

本信託の追加設定に伴い、上記信託契約に基づき、再信託受託者である資産管理サービス信託銀行株式会社に設定されている信託E口に処分を行うものであります。

(3) 処分先の保有方針

処分先である資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）は、上記信託契約に基づき、信託期間内において株式給付規程に基づき当社株式等の信託財産を受益者に給付するために保有するものであります。

当社は処分先である資産管理サービス信託銀行（信託E口）との間におきまして、払込期日（平成26年8月1日）より2年間において、当該処分株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名および住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることにつき、確約書締結の内諾を得ております。

(4) 処分先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

処分先の払込みに要する資金に相当する金銭につきましては、当社から拠出される信託金および本信託で保有する金銭が、割当日において信託財産内に存在する予定である旨、受託者と締結する予定の覚書案および受託者から提供された信託財産運用状況報告書により確認を行っております。

7. 処分後の大株主及び持株比率

| 処分前（平成 26 年 3 月 31 日現在） | 処 分 後 |
|--|--|
| 日本マスタートラスト信託銀行（信託口） 4.36% | 日本マスタートラスト信託銀行（信託口） 4.36% |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） 4.15% | 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） 4.15% |
| ステートストリートバンクアンド トラストカンパニー 505225 （常任代理人株式会社みずほ銀行 決済営業部） 2.26% | ステートストリートバンクアンド ラストカンパニー 505225 （常任代理人株式会社みずほ銀行決 済営業部） 2.26% |
| 大東建託協力会持株会 2.03% | 大東建託協力会持株会 2.03% |
| 住友不動産株式会社 1.99% | 住友不動産株式会社 1.99% |
| ザバンクオブニューヨークノント リーテージヤスデツクアカウント （常任代理人株式会社三菱東京UF J銀行） 1.84% | ザバンクオブニューヨークノントリ ーテージヤスデツクアカウント （常任代理人株式会社三菱東京UF J銀行） 1.84% |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社 （三井住友信託銀行再信託分・株式 会社三井住友銀行退職給付信託口） 1.82% | 日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社 （三井住友信託銀行再信託分・株式 会社三井住友銀行退職給付信託口） 1.82% |
| メロンバンクエヌエーアズエー ジェントフォーイツククライアント メロンオムニバスユーエスペンシ ョン （常任代理人株式会社みずほ銀行 決済営業部） 1.73% | メロンバンクエヌエーアズエー ジェントフォーイツククライアントメ ロンオムニバスユーエスペンシ ョン （常任代理人株式会社みずほ銀行決 済営業部） 1.73% |
| 大東建託従業員持株会 1.50% | 大東建託従業員持株会 1.50% |
| ジェーピーモルガンチェースバン ク 380072 （常任代理人株式会社みずほ銀行 決済営業部） 1.31% | ジェーピーモルガンチェースバン ク 380072 （常任代理人株式会社みずほ銀行決 済営業部） 1.31% |

(注) 1. 処分後の大株主及び持株比率については、平成 26 年 3 月 31 日現在の株主名簿を基準としたものであります。

8. 今後の見通し

当期業績予想への影響は軽微であると考えます。

9. 企業行動規範上の手続き

本自己株式処分は、① 希釈化率が 25%未満であること、② 支配株主の異動を伴うものではないことから、株式会社東京取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

9. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(連結) (単位: 百万円)

| | 平成24年3月期 | 平成25年3月期 | 平成26年3月期 |
|-------------|-----------|-----------|-----------|
| 売上高 | 1,087,128 | 1,152,413 | 1,259,673 |
| 営業利益 | 81,975 | 82,411 | 89,780 |
| 経常利益 | 84,239 | 85,539 | 93,335 |
| 当期純利益 | 47,103 | 51,674 | 55,277 |
| 1株当たり当期純利益 | 594.53 | 648.57 | 693.90 |
| 1株当たり配当金(円) | 297.00 | 324.00 | 347.00 |
| 1株当たり純資産(円) | 1991.37 | 2400.55 | 2823.23 |

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(平成26年3月31日現在)

| | 株式数 | 発行済株式数に対する比率 |
|-------------------------|-------------|--------------|
| 発行済株式数 | 80,610,279株 | 100% |
| 現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数 | 35,532株 | 0.04% |
| 下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数 | —株 | —% |
| 上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数 | —株 | —% |

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

| | 平成24年3月期 | 平成25年3月期 | 平成26年3月期 |
|----|----------|----------|----------|
| 始値 | 5,910円 | 7,430円 | 7,980円 |
| 高値 | 7,550円 | 9,060円 | 11,040円 |
| 安値 | 5,830円 | 6,640円 | 7,490円 |
| 終値 | 7,430円 | 8,020円 | 9,551円 |

② 最近6ヵ月間の状況

| | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 |
|----|---------|--------|---------|---------|---------|---------|
| 始値 | 9,880円 | 9,890円 | 9,431円 | 9,401円 | 10,400円 | 11,130円 |
| 高値 | 10,145円 | 9,944円 | 10,225円 | 10,410円 | 11,200円 | 12,030円 |
| 安値 | 9,380円 | 9,070円 | 9,024円 | 9,253円 | 10,015円 | 11,050円 |
| 終値 | 9,740円 | 9,465円 | 9,551円 | 10,390円 | 11,025円 | 11,910円 |

③ 処分決議日直前取引日における株価

| | 平成26年7月11日現在 |
|----|--------------|
| 始値 | 11,800円 |
| 高値 | 11,945円 |
| 安値 | 11,785円 |
| 終値 | 11,880円 |

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

10. 処分要項

| | |
|---------------|------------------------|
| (1) 処分株式数 | 普通株式 212,400 株 |
| (2) 処分価額 | 1株につき金 11,783 円 |
| (3) 資金調達額 | 2,502,709,200 円 |
| (4) 処分方法 | 第三者割当の方法によります。 |
| (5) 処分先 | 資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口） |
| (6) 申込期日 | 平成26年8月1日(金) |
| (7) 払込期日 | 平成26年8月1日(金) |
| (8) 処分後の自己株式数 | 737,824 株 |

※処分後の自己株式数は、平成26年3月31日現在の自己株式数を基準として記載しております。

以 上

この件に関するお問い合わせ先
大東建託（株）経営企画室
高橋、矢部
03 (6718) 9068